

●香川県告示第43号

昭和56年香川県告示第325号（宅地建物取引主任者証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の指定）の一部を次のように改正し、平成30年2月23日から施行する。

平成30年2月23日

香川県知事 浜田惠造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第22条の2第2項及び法第22条の3第2項の規定において準用する法第22条の2第2項の規定に基づき、 <u>宅地建物取引士証</u> の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のように指定する。	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第22条の2第2項及び法第22条の3第2項の規定において準用する法第22条の2第2項の規定に基づき、 <u>宅地建物取引主任者証</u> の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のように指定する。
法第18条第1項の規定に基づき香川県知事の登録を受けている者（以下「登録者」という。）で <u>宅地建物取引士証</u> の交付を受けようとするものが受講しなければならない講習は、次に掲げるとおりとする。	法第18条第1項の規定に基づき香川県知事の登録を受けている者（以下「登録者」という。）で <u>宅地建物取引主任者証</u> の交付を受けようとするものが受講しなければならない講習は、次に掲げるとおりとする。
1 <u>公益社団法人香川県宅地建物取引業協会</u> 及び <u>公益社団法人全日本不動産協会</u> が、法第22条の2第2項及び法第22条の3第2項の規定において準用する法第22条の2第2項の講習として実施する講習	1 <u>社団法人香川県宅地建物取引業協会</u> が、法第22条の2第2項及び法第22条の3第2項の規定において準用する法第22条の2第2項の講習として実施する講習
2 略	2 略